

# コミュニケーションそくしんじょうれい促進条例を

## すべての市民しみんのものに

—おうみはちまんししょう近江八幡市しゃ障がい者のコミュニケーションをそくしん促進するじょうれい条例のかんが考かたえ方—

ちくじょうかいせつ  
(逐条解説)

おうみはちまんしふくしほけんぶしょう近江八幡市福祉保険部 ふくしか障がい福祉課

おうみはちまんししょう しや 障がい者のコミュニケーションを促進する条例と  
その考え方 かんが かつ

もくじ  
目次

ぜんぶん  
前文

だい1じょう もくてき  
第1条 目的

だい2じょう ていぎ  
第2条 定義

だい3じょう きほんりねん  
第3条 基本理念

だい4じょう し せきむ  
第4条 市の責務

だい5じょう しみん やくわり  
第5条 市民の役割

だい6じょう じぎょうしゃ やくわり  
第6条 事業者の役割

だい7じょう しさく すいしんほうしん  
第7条 施策の推進方針

だい8じょう すいしんかいぎ  
第8条 推進会議

だい9じょう じょうほう はっしん  
第9条 情報の発信

だい10じょう がっこう とりくみ  
第10条 学校における取組

だい11じょう たいざいしゃとう はいりよ  
第11条 滞在者等への配慮

だい12じょう ざいせいじょう そち  
第12条 財政上の措置

だい13じょう いにん  
第13条 委任

ふそく  
付則

ぜんぶん  
前文

すべてひとにちじょうせいかつしゃかいせいかついとなじょうほうしゅとくいしそつう  
全ての人が日常生活や社会生活を営むために、情報取得や意思疎通（コミュニケーション）を図ることは、欠かすことができない大切なものです。

しかしながら、しょうがいのある人の中には、生活に必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに困難が生じるなど、生活のしづらさや不安を抱えながらの生活を余儀なくされている人も少なくありません。

へいせいねんがつこくさいれんごうそうかいさいたくしょうがいしゃけんりかんじょうやくいし  
平成18年12月の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、「意思疎通」とは、げんごおんせいげんごおよしゅわのたけいたいひおんせいげんごもじひょうじてんじ  
言語（音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。）、文字の表示、点字、

しょうかくつかいしそつうかくだいもじりょうならひつきおんせいへいいな  
触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な

ことばろうどくたほじょてきおよだいたいてきいしそつうけいたいしゅだんおよようしきりょうじょうほう  
言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報

つうしんききふくていぎへいせいねんがつかいせいしょうがいしゃきほんほうしょうわ  
通信機器を含む。）をいう。」と定義され、平成23年8月に改正された障害者基本法（昭和

ねんほうりつだいがうすべしょうがいしゃかのうかぎげんごしゅわふく  
45年法律第84号）においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）そ

たいしそつうしゅだんせんたくきかいかくほじょうほうしゅとくまた  
の他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又

りょうしゅだんせんたくきかいかくだいほかさだ  
は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められています。

わたししょうとくせいおうしゅだんじょうほうしゅとくいしそつう  
私たちは、障がい特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得や意思疎通を

はかかんきょうせいびたようしゅだんかんりかいひろ  
図ることができる環境の整備、多様なコミュニケーション手段に関する理解と広がりをも

しょううむしゃかいけいざいぶんかたぶんやかつどうさんか  
って、障がいの有無にかかわらず社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する

きかいほしょうちいきささたがじんけんそんちょうゆた  
機会を保障することにより、地域で支えあい、互いに人権を尊重することができる豊かな

きょうせいしゃかいじつげんじょうれいせいいてい  
共生社会を実現するため、この条例を制定します。

### 【考え方】

しょうしやそくしんじょうれいしょうとくせいおう  
障がい者のコミュニケーションを促進する条例は、障がい特性に応じたコミュニケー

しゅだんじょうほうしゅとくおよいしそつうはかかんきょうせいびたよう  
ション手段による情報取得及び意思疎通を図ることができる環境の整備と、多様なコミ

しゅだんかんりかいひろしょううむにかかわらずしゃかい  
ュニケーション手段に関する理解と広がりをもって、障がいの有無にかかわらず社会・

けいざい ぶんか た ぶんや かつどう さんか きかい ほしやう ちいき ささ  
経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障することにより、地域で支え  
あい、<sup>たが</sup>互いに<sup>じんけん</sup>人権を<sup>そんちやう</sup>尊重することができる<sup>ゆた</sup>豊かな<sup>きやうせいしゃかい</sup>共生社会の実現をめざして、<sup>じつげん</sup>条例を<sup>じやうれい</sup>定  
めることを<sup>せんげん</sup>宣言しています。

## もくてき (目的)

だい じやう この じやうれい、コミュニケーション手段に対する理解の促進及びコミュニケーション手段の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がいのある人の自立及び社会参加の促進並びに障がいの有無にかかわらず人権を尊重することができる豊かな共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## かんが かつ 【考え方】

じやうれい もくてき さだ  
条例の目的を定めています。

し せきむ しみんおよ じぎやうしゃ やくわり あき しょう とくせい おう  
市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、障がいの特性に応じたコミュニケー  
ションに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、障  
がいがある人の自立と社会参加及び障がいの有無にかかわらず人権を尊重することがで  
きる豊かな共生社会の実現を寄与することを目指しています。

## ていぎ (定義)

だい じやう この じやうれい つぎ かくごう かつか ようご いぎ とうがいかくごう さだ  
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め  
るところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病そ  
他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）のある者であって、障

がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる

ような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮 障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の

意思の表明があった場合に、障がいのない人と同等の権利を行使するため、その実施

に伴う負担が過重とならない範囲において障がいのある人の意向を尊重しながら、

必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。

(4) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行う個人、法人その他の

団体をいう。

(6) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、筆談、字幕、手書き文字、点字、

指文字、音訳、拡大文字、白黒反転文字、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、

絵図、絵文字、記号、身振り、口文字、代用音声（咽頭摘出等により使用するものを

いう。）、文字盤、意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等のICT機器その他の障

がい特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。

(7) コミュニケーション支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、

代読・代筆を行う者、点訳者、音訳者、ガイドヘルパー、障がいのある人への伝達補助

等を行う者等のコミュニケーション手段を用いて支援する者をいう。

(8) 滞在者等 市内への来訪者及び旅行者並びに市内に一時的に滞在する者をいう。

## 【考え方】

本条例の中で、認識を共通にしておく必要がある言葉（用語）について、定義をした

ものです。

きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう しょう ひと しゅだん せんたくおよ りよう きかい かくほなら  
第3条 障がいのある人のコミュニケーション手段の選択及び利用の機会の確保並びに  
じょうほう じゅしんおよ ほっしん しゅだん かくほ しょう うむ しみんそうご  
情報の受信及び発信のための手段の確保は、障がいの有無にかかわらず、市民相互に  
ひつよう そんなちよう きほん おこな  
必要なこととして尊重することを基本に行うものとする。

2 し しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと しゅだん にんしき  
市、市民及び事業者は、障がいのある人のコミュニケーション手段があるとの認識の  
もと しゅだん たい りかい そくしん はか およ  
下、コミュニケーション手段に対する理解の促進を図り、及びコミュニケーションが図り  
やすい環境を整備し、もって情報アクセシビリティを保障するものとする。

3 しょう ひと しゅだん いしそつう えんかつ はか けんり ゆう  
障がいのある人はコミュニケーション手段により意思疎通を円滑に図る権利を有し、  
けんり ほしょう  
その権利は保障されるものとする。

かんが かつ  
【考え方】

きほんりねん さだ  
基本理念を定めています。

しょう とくせい おう しゅだん せんたくおよ りよう きかい かくほなら じょうほう  
障がい特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会の確保並びに情報  
じゅしんおよ ほっしん しゅだん かくほ しょう うむ しみんそうご ひつよう  
の受信及び発信のための手段の確保は、障がいの有無にかかわらず、市民相互に必要なこ  
ととしてそんなちよう きほん おこな さだ  
ととして尊重することを基本に行うものと定めています。

しょう とくせい おう しゅだん にんしき  
障がい特性に応じたコミュニケーション手段があるとの認識のもと、コミュニケーショ  
んが図りやすい環境を整備し、情報アクセシビリティを保障するものと定めています。

しょう ひと しょう とくせい おう しゅだん せんたく りよう  
障がいがある人が、その障がい特性に応じたコミュニケーション手段を選択し利用す  
ることにより、いしそつう えんかつ はか けんり ゆう けんり ほしょう  
ることにより、意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は保障されるものとしていま  
す。

し せきむ  
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きてい きほんりねん い か きほんりねん  
第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、コミ  
ニケーション手段の普及並びに障がいのある人の自立した日常生活及び地域におけ  
る社会参加を保障するため必要な施策を講ずるものとする。

かんが かつ  
【考え方】

し せきむ さだ  
市の責務を定めています。

し きほんりねん しょう ひと ぼめん しょう とくせい おう  
市は、基本理念にのっとり、障がいがある人があらゆる場面で障がい特性に応じたコ  
ミュニケーション手段を利用し、自立した日常生活及び地域における社会参加を保障する  
ため、必要な施策を講じるとしてしています。

しみん やくわり  
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと じんけん そんちょう なら  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人の人権を尊重し、並び  
にコミュニケーション手段の普及及び市の施策に協力するものとする。

かんが かつ  
【考え方】

しみん やくわり さだ  
市民の役割について定めています。

しみん じょうれい きほんりねん たい りかい ふか しょう とくせい おう  
市民は、この条例の基本理念に対する理解を深め、障がい特性に応じたコミュニケー  
ションに関する市の施策に協力するものとしてしています。

じぎょうしゃ やくわり  
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと りょう  
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障がいのある人が利用しやすいサ  
ービスの提供及び働きやすい環境の整備に努め、並びにコミュニケーション支援

じゅうじしゃ れんけい しょう ひと てきせつ しゅだん りょう  
従事者と連携し、障がいのある人が適切なコミュニケーション手段を利用できるよう  
ごうりてきはいりよ おこな  
合理的配慮を行うものとする。

#### 【考え方】

じぎょうしょ やくわり さだ  
事業所の役割について定めています。

じぎょうしょ じょうれい きほんりねん たい りかい ふか しょう ひと りょう  
事業所は、この条例の基本理念に対する理解を深め、障がいのある人が利用しやすい  
サービスの提供と適切なコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的  
な配慮を行うものとしています。

#### （施策の推進方針）

だい じょう し しさく すいしん ほうしん い か すいしんほうしん さくてい  
第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するもの  
とする。

2 すいしんほうしんしん つぎ かか じこう さだ  
推進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) コミュニケーション手段に対する理解及びコミュニケーション手段の普及の促進に  
関すること。
- (2) 市民のコミュニケーション手段による意思疎通及び情報を得る機会の拡大に関する  
こと。
- (3) 市民がコミュニケーション手段を使用しやすい環境の整備に関すること。
- (4) コミュニケーション支援従事者の支援及び養成に関すること。
- (5) 災害時における障がいのある人の情報取得及び意思疎通の支援に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

#### 【考え方】

しさく すいしんほうしんとう さだ  
施策の推進方針等について定めています。



市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を促進するために、次の施策を策定します。

- (1) コミュニケーション手段に対する理解及び普及を図るための施策
- (2) 市民がコミュニケーション手段による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民がコミュニケーション手段を利用することができる環境の整備のための施策
- (4) コミュニケーション支援従事者等の養成や処遇改善等の支援のための施策
- (5) 災害時において障がいがある人に対し、情報取得及び意思疎通の支援に関する施策
- (6) その他市長が必要と認める施策

#### すいしんかいぎ (推進会議)

第8条 市長は、推進方針を定め、若しくは変更し、又は施策の推進状況を検証するため、障がいのある人、コミュニケーション支援従事者等で組織する近江八幡市コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### かんが かつ 【考え方】

市は、施策の推進方針を定め、若しくは変更しようとするとき、又は施策の推進状況を検証しようとするときは、障がいがある人、コミュニケーション支援従事者その他市長が必要と認める者の意見を聴くため、推進会議を設置します。

じょうぶん さだ べつ さだ  
条文に定めるもののほかについては、別に定めるものとします。

じょうほう はっしん  
(情報の発信)

だい じょう し しょう ひと しせい かん じょうほう えんかつ しゅとく  
第9条 市は、障がいのある人が市政に関する情報を円滑に取得することができるよ  
う、コミュニケーション手段を利用して情報を発信するものとする。

し さいがい じ およ しんこうかんせんしょうはっせい じとう しょう ひと  
2 市は、災害時及び新興感染症発生時等において、障がいのある人がコミュニケーシ  
ョン手段により必要な情報を迅速に得ることができるよう、関係機関と連携し、情報の  
はっしんおよ い し そつう ひつよう しえんたいせい せいび  
発信及び意思疎通に必要な支援体制を整備するものとする。

かんが かつ  
【考え方】

し しょう ひと しせい かん じょうほう えんかつ しゅとく しょう とくせい  
市は、障がいがある人が、市政に関する情報を円滑に取得できるよう障がい特性に  
おう じゅうた コミュニケーション手段により情報の発信するものとしています。

し さいがい じ しんこうかんせんしょうはっせい じとう しょう ひと しょう とくせい おう  
市は、災害時や新興感染症発生時等において、障がいのある人が障がい特性に応じ  
たコミュニケーション手段により必要な情報を迅速に得ることができるよう、情報の  
はっしんおよ い し そつう ひつよう しえんたいせい せいび  
発信及び意思疎通に必要な支援体制を整備するものとします。

がっこう とりくみ  
(学校における取組)

だい じょう し がっこうきょういく たよう しゅだん せつ きかい  
第10条 市は、学校教育において多様なコミュニケーション手段に接する機会を  
ていきょう しゅだん たい りかい そくしんおよ しゅだん  
提供し、コミュニケーション手段に対する理解の促進及びコミュニケーション手段の  
りよう そくしん はか ひつよう そち こう  
利用の促進を図るため必要な措置を講ずるものとする。

かんが かつ  
【考え方】

がっこう たよう しゅだん りかい そくしん さだ し  
学校における多様なコミュニケーション手段の理解の促進について定めており、市は、

がっこうきょういく において、たよう 多様なコミュニケーション手段に接する機会を提供するなど理解  
の促進を図るものとしています。

たいざいしゃとう はいりよ  
(滞在者等への配慮)

だい じょう し しょう たいざいしゃとう しゅだん りよう はいりよ  
第11条 市は、障がいのある滞在者等のコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。

かんが かた  
【考え方】

し しょう たいざいしゃとう しょう とくせい おう しゅだん りよう  
市は、障がいがある滞在者等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に  
はいりよ  
配慮するものとしています。

ざいせいじょう そち  
(財政上の措置)

だい じょう し かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう  
第12条 市は、コミュニケーションに関する施策を推進するため必要な財政上の  
そち こう  
措置を講ずるよう努めるものとする。

かんが かた  
【考え方】

し かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう  
市は、コミュニケーションに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず  
るよう努めるものとしています。

いにん  
(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい しこう かん ひつよう じこう きそく  
第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で  
さだ  
定める。

かんが かた  
【考え方】

じょうれい しこう かん ひつよう じこうとう しちょう べつ さだ じょうこう もう  
条例の施行に関し必要となる事項等を、市長が別に定められるように、この条項を設

けています。